

海上自衛隊呉史料館維持管理運営事業 入札説明書等に関する質問への回答

入札説明書に関する質問書

令和2年10月7日

No.	該当箇所					タイトル	質問	回答
	頁	項	項	項	項			
1	5	第4	(1)	2)		入札参加者の構成に関する要件	実施方針に関する質問回答No.6において、「SPCから直接業務を受託するがSPCには出資しない企業は構成員(C)に該当する」とございますが、法律事務を委託する弁護士事務所、税務業務を委託する税理士法人、監査業務を委託する会計士事務所、保険契約を締結する保険会社については、通常のPFI案件では入札参加者又は入札参加グループとして応募はせず、SPCと直接契約を行う(SPCへの出資は行わない)ことが一般的です。本件についても、弁護士事務所、税理士法人、会計士事務所、保険会社については、SPCへ出資をせずSPCと直接契約を行う場合も、構成員(C)には該当せず、入札参加申請を行う必要はないという認識でよろしいでしょうか。	弁護士事務所、税理士法人、会計士事務所、保険会社が、再委託先を指すのであれば、構成員には該当しません。このため、入札参加申請を行う必要はありません。
2	4	第3	(6)		①	建物使用料	入札提案に際して使用する使用料は、全事業期間を通じて、令和2年度実績の料金を仮数値として使用すればよろしいでしょうか。	貴意のとおりです。なお、使用料については毎年度算定し、社会情勢等により5%の範囲内で増減が生じることをご承知置ください。
3	13	第10	(6)			入札執行回数	2回目の入札は1月14日の開札日と同日に行うことはありますか。	貴意のとおりです。
4	13	第10	(6)			入札執行回数	「入札回数は原則として2回を限度」とありますが、2回目の入札もすべての入札参加者の入札額が予定価格を超えた場合は、どのような流れになるのでしょうか。	入札回数は原則として2回を限度としていますが、適切な入札の執行を図るため、3回目の入札を執行する場合があります。
5						SPCの所在地	SPCの所在地は事業者の任意の場所(代表企業の本社:東京都等)にてよろしいでしょうか。	貴意のとおりです。

海上自衛隊呉史料館維持管理運営事業 入札説明書等に関する質問への回答

業務要求水準書に関する質問書

令和2年10月7日

No.	該当箇所					タイトル	質問	回答
	頁	項						
1	9	3	2	(1)	2)	①液晶テレビ・DVDプレーヤー機器の設置	「プレーヤー機器の設置は、事務室に配置すると共に、液晶テレビまでの配線引き込みを行うこと」とありますが、事務室から各展示室への配線は埋設する場合、大規模建築改修工事が伴い現実的ではありません。 また、モールによる配線が考えられますが、フロアを跨ぐモール設置は様々な点から実現は不可能です。その為、現状のシステムの考えで更新することよろしいでしょうか。	既にプレーヤー機器の設置個所から事務室まで配線ルートが設けられているため、既存配線ルートを流用してください。
2	11	3	2	(1)	3)	⑤展示用潜水艦のハッチカバー製作	ハッチカバーの仕様が把握できないため為、積算にあたり、以下の事柄についてご教示ください。 設置目的・使用方法/設置箇所/サイズ/想定素材等の仕様	ハッチを隠すための目的で使用します。 設置個所は、受託者に開示します。 サイズは以下となります。 丸小 φ850 D600 取付金物出幅200 丸大 φ950 D500 取付金物出幅150 小判型H1250 D600 W800 想定素材は帆布素材で、ハトメによりカバーの固定を行うことを想定しています。
3	21	4	2	(1)	1)	③修繕業務	「事業期間内に要求水準に示す性能及び機能を保つためには必要な修繕・更新はその規模に係わらず実施すること。」とありますが、本施設は開館10年以上経過し、経年劣化に伴う予期せぬ故障等が発生する可能性があります。予防保全に努めた上で、経年劣化による予期せぬ故障への対応は含まないという理解で良いでしょうか。	貴意のとおりです。 事業契約書第50条に記載のとおり、事業者が負担する経費は、「提供された施設の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費」です。耐用年数経過後の故障等の正当な理由により新調が必要な場合において、事前に発注者の承諾を得た当該新調のため通常必要となる合理的な再調達費用その他の経費は、発注者が負担します。
4	36	5	2	(4)	2)	①受け付け・インフォメーション	「海上自衛隊に関する情報、関連史料館の情報については、国が所有する既存の映像資料等をもとに制作する」とありますが、何らかの映像コンテンツを新規に作成するという要求水準になりますか。積算にあたり想定仕様をお示しください。	当該業務において、映像コンテンツを新規に作成することは想定していません。国が所有する既存の情報をもとに、分かり易い館内案内表示を行い、適切な受付・インフォメーション対応をお願いします。

海上自衛隊呉史料館維持管理運営事業 入札説明書等に関する質問への回答

令和2年10月7日

様式集及び記載要領に関する質問書

No.	該当箇所					タイトル	質問	回答
	頁	項						
1	2	第1	1			様式1	様式1について、提出方法、提出時期について記載がありません。どのような場合に提出が必要になりますでしょうか。	入札説明書第19に記載のとおり、取り扱い上の注意を要する文書等の閲覧等がある場合に、提出をお願いします。
2	9or43	第2	8	(2)		B-2 改修企画	「枚数制限A4 2枚」とありますが、記載上の留意点の項目や、落札者決定基準の審査のポイントの内容を記載するには、枚数が足りません。図面やイメージ図は補足資料として適宜追加してよろしいでしょうか。	図面やイメージ図については、A3判横長3枚に限り、提出を認めます。ただし、文章のみの補足資料は認められません。
3						様式A-4-2添付①	※4セルに入力済みの計算式等は原則変更しないこと。とございますが、現在入力されてる計算式の場合、小数点以下の端数が生じる可能性があるため、関数を用いて計算式を変更しても差支えございませんでしょうか。	ご指摘の点は、問題ありません。
4						様式A-4-2添付②	SPCの設立に伴う費用が発生する令和2年度と、SPCの清算に伴う費用が発生する令和10年度の列を追加しても差支えございませんでしょうか。	ご指摘の点は、問題ありません。
5						様式A-4-2添付②	事業契約書第82条第3項における本事業に係る収入及び費用等と付帯事業に係る収入及び費用等を明確に区分するという観点から、本様式における付帯事業の収支はSPCが貴省へ支払う使用料の収支のみを記載すればよろしいでしょうか。	ご指摘の点は、貴意のとおりです。 付帯事業については、別途、様式E-1にて提案してください。
6						様式A-4-2添付③	展示物等更新業務に係る対価の内訳のうち、SPCに関する諸経費については、「その他これらを実施する上で必要な関連業務」の項目を追加計上すればよろしいでしょうか。	貴意のとおりです。
7						様式A-4-2添付④	維持管理・運営業務に係る対価の内訳のうち、SPCに関する諸経費については、それぞれ「その他これらを実施する上で必要な関連業務」の項目を追加計上すればよろしいでしょうか。	貴意のとおりです。
8						様式11-4	※4セルに入力済みの計算式等は原則変更しないこと。とございますが、現在入力されてる計算式の場合、小数点以下の端数が生じる可能性があるため、関数を用いて計算式を変更しても差支えございませんでしょうか。	ご指摘の点は、問題ありません。

No.	該当箇所					タイトル	質問	回答
	頁							
9						様式11-5	SPCの設立に伴う費用が発生する令和2年度と、SPCの清算に伴う費用が発生する令和10年度の列を追加しても差支えございませんでしょうか。	ご指摘の点は、問題ありません。
10						様式11-5	事業契約書第82条第3項における本事業に係る収入及び費用等と付帯事業に係る収入及び費用等を明確に区分するという観点から、本様式における付帯事業の収支はSPCが貴省へ支払う使用料の収支のみを記載すればよろしいでしょうか。	貴意のとおりです。
11						様式11-6	展示物等更新業務に係る対価の内訳のうち、SPCに関する諸経費については、「その他これらを実施する上で必要な関連業務」の項目を追加し計上すればよろしいでしょうか。	貴意のとおりです。
12						様式11-7	維持管理・運営業務に係る対価の内訳のうち、SPCに関する諸経費については、それぞれ「その他これらを実施する上で必要な関連業務」の項目を追加し計上すればよろしいでしょうか。	貴意のとおりです。

海上自衛隊呉史料館維持管理運営事業 入札説明書等に関する質問への回答

落札者決定基準に関する質問書

令和2年10月7日

No.	該当箇所					タイトル	質問	回答
	頁	項						
1	7	第7				加点項目	<p>展示物等更新業務の史料館施設・設備・展示用潜水艦常設展示の改修企画の審査ポイントより、要求水準書等を満たしていることを示すために、各フロアの図面などが必要かと思いますが、街頭様式B-2はA4×2枚とあり、記載紙面が足りないため、図面やイメージは様式B-2の別添資料として適宜追加してよろしいでしょうか。</p>	<p>「様式集及び記載要領に関する質問書」質問No.2への回答をご覧ください。</p>

海上自衛隊呉史料館維持管理運営事業 入札説明書等に関する質問への回答

基本協定書(案)に関する質問書

令和2年10月7日

No.	該当箇所					タイトル	質問	回答
	頁	項						
1	1	3	3			(事業予定者の設立)	株式担保権の設定は、SPCに融資を行う金融機関が行うことが一般的であると存じますが、貴省が第一順位の株式担保権を設定する理由をご教授いただけますでしょうか。	事業の安定的な遂行のため、株式の散逸を防止することを目的としています。
2	3	6	4			(事業契約)	「落札者又は事業予定者に対し、本事業に係る落札金額の100分の5に相当する金額を予定損害賠償金として請求することができる」とございますが、損害賠償金は帰責企業が負担するものであり、落札者又は事業予定者の全構成員が連帯して負担するものではないという理解でよろしいでしょうか。	落札者又は事業予定者の全構成員が連帯する規定となります。なお、構成員から帰責企業に対する求償を妨げる趣旨ではありません。
3	3	6	4			(事業契約)	第9条記載の事由により事業契約が締結されない場合、第9条の規定により違約金が支払われている場合は、本項に基づく損害賠償金は不要(同一の事由により二重に負担することはない)という理解でよろしいでしょうか。	第6条第4項の予定損害賠償金は、事業予定者の帰責事由により事業契約を締結しない場合に課せられるものです。一方、第9条記載事由による違約金は公正な入札手続の妨害を補填するために課されるものであり、それぞれ違約金の根拠は異なるものと考えます。このため、同一事由の場合でも、二重に負担頂く可能性があります。
4	4	9	1			(違約金)	「当該義務は、落札者の構成員全てが連帯して負担するものとする。ただし、いずれかの落札者の構成員が当該事由に該当しないことを立証した場合は、当該構成員については、この限りでない。」とございますが、帰責企業負担としていただけますでしょうか。	原文のとおりとします。なお、構成員から帰責企業に対する求償を妨げる趣旨ではありません。
5	4	9	1			(違約金)	事業契約書(案)別紙11の規定と重複することから、本条の事業契約締結までに発生した場合に限定していただけますでしょうか。	基本協定第9条第3項但し書きにより、規定されている違約金が二重で請求されることはございません。よって、原文のとおりとします。
6	4	9	2			(違約金)	本項に基づく違約金は帰責企業が負担であり、落札者又は事業予定者の全構成員が連帯して負担するものではないという理解でよろしいでしょうか。	落札者又は事業予定者の全構成員が連帯する規定となります。なお、構成員から帰責企業に対する求償を妨げる趣旨ではありません。

海上自衛隊呉史料館維持管理運営事業 入札説明書等に関する質問への回答

事業契約書(案)に関する質問書

令和2年10月7日

No.	該当箇所					タイトル	質問	回答
	頁	項						
1	19	53	1			異状部分の修復	要求水準書に対する質問No2と同様ですが、経年劣化に伴う予期せぬ故障等の修繕は本業務に含まないという理解で良いでしょうか。	「業務要求水準書に関する質問書」質問No.3への回答をご覧ください。
2	24	67	2			(損害賠償等)	違約金額は、税込みのサービス対価の未払総額の10分の1に相当する額という理解でよろしいでしょうか。	貴意のとおりです。
3	24	67	2			(損害賠償等)	違約金額(サービス対価の未払総額の10分の1に相当する額)は、他のPFI案件と比較し高額と見受けられることから、契約解除された年度のサービス対価の10分の1と変更いただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
4	28	79	1			(受注者の権利義務の譲渡)	受注者は事前に発注者の承諾を得ることにより、事業契約上の債権について、本事業に融資をする融資機関のために担保権を設定することは可能という理解でよろしいでしょうか。	貴意のとおりです。
5	29	82	2			(経営状況の報告)	毎事業年度作成する計算書類等は、付帯事業の収支を除いて作成するという理解でよろしいでしょうか。	第82条第2項については貴意のとおりです。また、第82条第4項のとおり、付帯事業の会計報告についても作成、提出をお願いします。
6	10	別紙6	(1)	1)		サービス対価の種類	SPCの管理諸経費は、維持管理業務に係る対価と運営業務に係る対価のどちらに含めればよろしいでしょうか。	事業計画に基づき、ご提案ください。
7	10	別紙6	(1)	1)		サービス対価の種類	SPCの開業費用や展示物等更新業務費の支払いのために資金調達を行う場合の金利等については、展示物等更新業務に係るサービス対価に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	貴意のとおりです。
8	10	別紙6	(1)	1)		サービス対価の種類	消費税相当額について、展示物等更新業務費に含まれる割賦金利相当額は非課税、それ以外のサービス対価は課税取引となるという理解でよろしいでしょうか。	貴意のとおりです。 必要と考えられる場合は、事業者で税務当局へ確認してください。
9	11	別紙6	(2)	1)		展示物等更新業務に係るサービス対価の支払方法	展示物等更新業務に係るサービス対価は、展示物等更新業務の実施に係る費用が分割にて毎回均等額が支払われるという理解でよろしいでしょうか。	貴意のとおりです。

No.	該当箇所					タイトル	質問	回答
	頁	項						
10	11	別紙6	(2)	1)		展示物等更新業務に係るサービス対価の支払方法	展示物等更新業務に係るサービス対価の支払いが分割による割賦払いとなる場合、支払条件(支払方法(元利均等支払等)、金利計算方法(消費税を含めた割賦元本に対して金利計算等)、割賦金利の計算期間(引渡日の翌日から事業終了日まで等))をご教示いただけますでしょうか。	国からの支払は毎回均等額となるため、元利均等で計算してください。資金調達条件は、事業計画に基づき、提案してください。課税区分については、必要と考えられる場合は、事業者で税務当局へ確認してください。
11	11	別紙6	(2)	1)		展示物等更新業務に係るサービス対価の支払方法	令和3年10月が第1回目の支払時期となっておりますが、展示物等更新期間は令和3年12月1日から令和4年2月28日までとなっております。第1回目の支払時点では業務が開始されておませんが、サービス対価をお支払いいただけるのでしょうか。	貴意のとおりです。
12	11	別紙6	(2)	1)		展示物等更新業務に係るサービス対価の支払方法	展示物等更新業務に係るサービス対価について、展示物等更新業務の実施に係る費用を平準化した際に端数が生じる場合は、最終回の支払にて調整すればよろしいでしょうか。	貴意のとおりです。
13	11	別紙6	(2)	2)		維持管理業務に係る対価及び運営業務に係る対価の支払方法	維持管理業務に係る対価及び運営業務に係る対価の金額は、各回均等でなく、年度ごとに異なる金額でもよろしいでしょうか。	各回均等としてください。
14	11	別紙6	(2)	2)		維持管理業務に係る対価及び運営業務に係る対価の支払方法	維持管理業務に係る対価及び運営業務に係る対価について、維持管理業務の実施に係る費用及び運営業務の実施に係る費用を14回に平準化した際に端数が生じる場合は、最終回の支払にて調整すればよろしいでしょうか。	質問No.12への回答をご覧ください。
15	11	別紙6	(3)			入札価格及び落札価格との関係	契約金額は、入札書に記載された金額に対して、10%(消費税相当額)を加算した額をもって契約金額とさせていただきますが、割賦金利相当額が非課税となる場合は、入札書に記載された金額から割賦金利相当額を控除した金額に対して10%(消費税相当額)を加算した額が契約金額となるという理解でよろしいでしょうか。	貴意のとおりです。
16	11	別紙6	(3)			入札価格及び落札価格との関係	契約金額は、入札書に記載された金額に対して、10%(消費税相当額)を加算した額をもって契約金額とさせていただきますが、サービス対価の費用毎に半期ごとに消費税を計算した合計と、税抜金額の総額(入札書に記載された金額)に対して消費税を計算した場合とでは、小数点以下の端数の切捨てによる端数の誤差が生じる可能性がございます。当該誤差が発生する場合は、サービス対価の支払の最終回にて調整すればよろしいでしょうか。	質問No.12への回答をご覧ください。